

2022年（令和4年）4月25日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2021年（令和3年）12月9日付けで諮問された、「神戸製鋼藤沢工場の撤退計画及び撤退計画を中止したことが分かる文書」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「神戸製鋼藤沢工場の撤退計画及び撤退計画を中止したことが分かる文書」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2021年（令和3年）7月30日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は、妥当である。

2 事実

(1) 審査請求人は、2021年（令和3年）7月19日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「神戸製鋼藤沢工場の撤退計画及び撤退計画を中止したことが分かる文書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、審査請求人に対し同月30日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈拒否する理由〉

請求された文書について、当該文書の取得の有無を確認できず、また行政文書を作成した記録も確認できないため、不存在である。

(3) 審査請求人は、同年9月15日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。

(4) 実施機関は、同年12月9日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査

会」という。)に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

#### (2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 平成5年度村岡地区新駅設置関連新設道路網構想図の土地区画整理事業想定区域に神戸製鋼藤沢工場用地全体が土地区画整理事業区域になっており、また、当該事業に賛成していた。

平成5年6月5日に、藤沢市村岡地区整備計画について、村岡地区の住民に説明会を開催した。内容は、神戸製鋼の撤退が前提の藤沢市村岡地区整備計画である。よって、神戸製鋼から藤沢市に対し、撤退に関する報告があったと推定する。

イ 平成19年10月29日(月)第1回深沢地区事業推進協議会議事概要P4の上から14行目、(事務局、「鎌倉市」)神戸製鋼は一度、移転の計画があった。前に藤沢市と計画づくりをしていた時は、神戸製鋼の移転を前提としていたが、平成7年の阪神淡路大震災で神戸が大きなダメージを受け分散化する必要があるということで、移転の計画がなくなった。藤沢市から聞いている中では、今現在は土地利用を継続する意向を示されているということでこのような記述となっている。

前述は、藤沢市宮前地区にある神戸製鋼なので、鎌倉市の職員が神戸製鋼は一度、移転の計画があった。藤沢市が情報を鎌倉市に流さないかぎり、鎌倉市は、知りえない情報である。神戸製鋼は、鎌倉市に移転の計画を報告する義務はない。

#### (3) 実施機関の弁明に対する反論

審査請求人から提出された反論書及び意見書によると、実施機関の弁明に対する反論及び意見は、次のとおりである。

ア 鎌倉市事務局による発言であり、本市が請求に合致する文書を持っていることの裏付けとはなりませんとあるが藤沢市が鎌倉市に言わない限り、鎌倉市は知りえない事である。藤沢市にある神戸製鋼の撤退に関する内容を他市に漏らしたと推定する。また、請求人は、平成5年6月5日に説明した、藤

沢市村岡地区整備計画は、神戸製鋼藤沢工場の撤退が前提の整備計画であることは、藤沢市のH氏より確認している。神戸製鋼が経営上の一環で削減のため、工場撤退に関する件について、藤沢市に神戸製鋼から報告もなく、他市の鎌倉市に漏らしたことは問題であると言わざるを得ない。

イ 村岡地区都市拠点総合整備事業 業務推進管理記録票 2007年（平成19年）6月6日（水）3ページ、藤沢市、都市整備部長 発言。「平成5年当時は工場の再編から藤沢にある工場機能を他に分散する計画であったが阪神大震災以降、逆に、他の工場機能を集約強化をしている状況にある」。

藤沢市の都市整備部長が平成19年6月6日（水）に村岡地区都市拠点総合整備事業会合「(参加者) 国土交通省、UR都市機構、鎌倉市、藤沢市」にて、約15年前の平成5年当時の件について、責任がある部長が村岡地区のまちづくりに関する、発言であり、その発言内容が、平成5年当時の発言であり、文書を持っていることの裏付けの発言である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が作成した弁明書等によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

##### (1) 本件処分を行った理由

請求の対象となる文書については、工業分野に関する産業振興を所管している産業労働課に加え、現在村岡地区の整備を所管している都市整備課においても、行政文書を作成した記録及び現存する該当文書の有無を調査しましたが、該当文書の取得や作成の記録を確認できなかったことから、行政文書公開拒否決定通知書に記載の理由により本件処分を行ったものです。

##### (2) 審査請求の理由に対する弁明

審査請求の理由には「神戸製鋼から藤沢市に対し、撤退に関する報告があったと推定する」とありますが、市内工場の撤退については、その計画段階において事業者が書面を本市に提出又は報告を行う必要はないことから、本市が請求に合致する文書を持っている必然性はありません。

また、「第1回深沢地区事業推進協議会議事概要」における発言内容は、鎌倉市が開催した会議での鎌倉市事務局による発言であり、その発言内容が、本市が請求に合致する文書を持っていることの裏付けとはなりません。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

- (1) 本件請求について  
本件請求は、「神戸製鋼藤沢工場の撤退計画及び撤退計画を中止したことが分かる文書」に係る行政文書の公開を求めるというものである。
- (2) 本件処分について  
実施機関は、2 事実（2）に記載の理由から、本件処分を行った。
- (3) 本件審査請求について  
本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるというものである。
- (4) 本件対象文書の存否について  
当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関の行った本件文書の検索結果は以下のとおりである。
- ア 実施機関は、本件請求を受け、保存文書の目録を用いるなどして、審査請求人が主張している工場の撤退計画に関する行政文書の検索を行った。その結果、対象となる文書は、現に保存されていないことを確認した。
- イ また実施機関は、保存されている廃棄文書目録の中に、該当し得る文書が含まれていないかの調査も行った。これは、過去、対象となる文書が存在していたが、後に保存期間の満了により該当する文書を廃棄した可能性もあるため、その事実がないか確認を行ったものである。
- 実施機関は、審査請求人が工場の撤退計画があったと主張している平成5年から令和2年までの廃棄文書目録の確認を行ったが、対象となり得る文書を廃棄した事実は認められなかった。
- (5) 不存在の妥当性について
- ア 審査請求人から当審査会に提出された他の資料から、当時、工場の撤退計画が中止となった事実が推認できる。さらに、おそらく実施機関は、何らかの形でその情報を得ていたであろうという事実も同じく推認できる。
- しかしながら、当時の実施機関がその事実を知っていたことだけをもって、現在の実施機関が関連する行政文書を現に保有していることの裏付けにはならない。
- イ 他方、当該規模の工場について変更や廃止を行う場合は、本市に対して工場立地法に基づく届出が義務づけられているが、計画の段階で届出を義務づける規定は何ら存在しない。
- また、本市の条例等においても、計画段階での届出義務は特に定められていないため、当時実施機関が、法令その他の制度に基づいて工場の撤退計画に係る文書を取得した可能性は極めて低い。
- ウ したがって、実施機関が事業者から工場撤退に関する何らかの報告を受け

たとしても、実施機関がこれに関連する文書を受理したり、工場撤退に関する文書を作成したとは限らず、請求された文書の検索を通常想定される方法で行って発見できなかったとする実施機関の報告に、不自然な点は認められない。

以上のことからすると、実施機関が本件処分において、行政文書の不存在を理由に公開を拒否する決定を行ったことは、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2021. 7. 19	行政文書公開請求受付
7. 30	行政文書公開拒否決定処分
9. 15	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
10. 6	実施機関から審査庁へ弁明書の提出
10. 18	審査請求人から審査庁へ反論書の提出
12. 6	審査庁に対する審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述
12. 9	実施機関から審査会へ諮問書の提出
2022. 1. 5	審査請求人から審査会へ意見書及び口頭意見陳述に係る意向確認書の提出
2. 14	審議
3. 28	実施機関に対する聞き取り調査 審議
4. 25	答申

第19期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2022年2月1日～2024年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 河合 秀樹	弁護士
田中 美和	玉川大学経営学部国際経営学科准教授
中畷 慶子	弁護士
飛弾野 理	弁護士

◎会長 ○職務代理者